

## 新出資料 梅溪旧蔵本

### - 元曉撰 『判比量論』 断簡について

Introduction of newly discovered manuscript : A piece of a manuscript of Weonhyo's "Panbiryangnon判比量論" that Baikei(梅溪)owned a long time ago

---

저자 (Authors)	岡本一平 OKAMOTO Ippei
출처 (Source)	<a href="#">불교학보 83</a> , 2018.6, 89-106 (18 pages) <a href="#">BUL GYO HAK BO 83</a> , 2018.6, 89-106 (18 pages)
발행처 (Publisher)	<a href="#">동국대학교 불교문화연구원</a> Institute for Buddhist Culture
URL	<a href="http://www.dbpia.co.kr/journal/articleDetail?nodeId=NODE07470725">http://www.dbpia.co.kr/journal/articleDetail?nodeId=NODE07470725</a>
APA Style	岡本一平 (2018). 新出資料 梅溪旧蔵本. 불교학보, 83, 89-106.
이용정보 (Accessed)	삼성현역사문화관 183.106.106.*** 2021/03/31 13:51 (KST)

---

#### 저작권 안내

DBpia에서 제공되는 모든 저작물의 저작권은 원저작자에게 있으며, 누리미디어는 각 저작물의 내용을 보증하거나 책임을 지지 않습니다. 그리고 DBpia에서 제공되는 저작물은 DBpia와 구독계약을 체결한 기관소속 이용자 혹은 해당 저작물의 개별 구매자가 비영리적으로만 이용할 수 있습니다. 그러므로 이에 위반하여 DBpia에서 제공되는 저작물을 복제, 전송 등의 방법으로 무단 이용하는 경우 관련 법령에 따라 민, 형사상의 책임을 질 수 있습니다.

#### Copyright Information

Copyright of all literary works provided by DBpia belongs to the copyright holder(s) and Nurimedia does not guarantee contents of the literary work or assume responsibility for the same. In addition, the literary works provided by DBpia may only be used by the users affiliated to the institutions which executed a subscription agreement with DBpia or the individual purchasers of the literary work(s) for non-commercial purposes. Therefore, any person who illegally uses the literary works provided by DBpia by means of reproduction or transmission shall assume civil and criminal responsibility according to applicable laws and regulations.

# 新出資料 梅溪旧蔵本・ 元曉撰『判比量論』断簡について

岡本一平  
慶応義塾大学 非常勤講師

- I. 問題の所在
- II. 梅溪旧蔵本の書誌情報
- III. 梅溪旧蔵本の翻刻と研究
- IV. 結論

## 〈한글요약〉

본 논문의 목적은 새롭게 발견된 사본의 단편이 원효의 『판비량론』임을 논증하는 것을 목적으로 한다. 본 사본을 보존하고 있던 상자의 기록에 따르면, 본 사본은 1969년 가을에 바이케이(梅溪)가 소장하고 있었다. 바이케이가 소장했던 본 사본을 임시로 B사본이라고 부르겠다. 이 B사본의 서지정보는 다음과 같다.

### 《바이케이 구장본의 서지》

축장(軸裝) 사본부분 : 세로 25.7 가로 7.7 계고(界高) 21.4 계폭(界幅) 1.6

전장(全長) : 138.5(축장 포함) 폭37.0

종이 : 닥지(楮紙)

전문 : 5행. 1행 : 19~20자.

시대 : 8세기

사본 상부에 번호 없음.

권축의 침지(籤紙) : 空海筆 非離識으로 되어 있고 묵인(墨印)이 있음.

상자 겹글씨 : 東寺切

상자 안글씨 : 昭和巳酉秋日 西郷山莊にて梅溪しるす 梅(주인朱印)

이 서지 정보에 따르면 B사본은 지금까지 알려져 있던 원효 『판비량론』 사본 정보와 일치한다. 또한 B사본 전반의 2행은 젠주(善珠, 723-797)의 『인명론소명등초(因明論疏明燈抄)』에 인용된 『판비량론』 문장과 일치한다. B사본의 후반 3행은 처음 알려진 『판비량론』 문장이다. 새롭게 알려진 부분에는 문궤(文軌)의 이름이 있다. 이상의 논증에 의해서 B사본이 원효의 『판비량론』이라고 결론짓는다.

B본에 문궤의 이름으로 인용된 문장은 문궤의 『십사과류소(十四過類疏)』와 일치한다. 그의 『십사과류소』에는 「유식비량」과 그것에 관한 「결정상위」의 주장이 확인된다. (양설 둘 다 주장자는 명기되어 있지 않다.) 일본 전승에 따르면, 「결정상위」를 주장한 사람은 원효이다. 그러나 원효가 참조했던 『십사과류소』에서는 「결정상위」의 주장이 확인되지 않는다. 따라서 이 주장이 원효설이라고 보기는 어렵다. 따라서 「유식비량」과 그것에 대한 「결정상위」의 주장자에 대해서는 재검토가 필요하다고 생각한다.

주제어 : 원효, 판비량론, 인명(因明), 문귀(文軌), 『십사과류소(十四過類疏)』, 져주(善珠),  
유식비량(唯識比量)

## I. 問題の所在

本論文の目的は、新出資料・個人蔵「東寺切」が、元暁(617-686)撰『判比量論』の断簡(略称「梅溪旧蔵本」)であることを論証し、その特徴を考察することにある<sup>1)</sup>。

まず本論文の執筆の経緯について述べておきたい。本論文は、神奈川県立金沢文庫(略称「金沢文庫」)と、東国大学仏教文化研究院HK研究団(略称「HK研究団」)の共同学術大会、「元暁と新羅仏教写本」(於金沢文庫、2017年6月24日)における発表原稿(オリジナル論文)を一部改稿したものである<sup>2)</sup>。本学会議は、両組織が共同主催した「アンニョンハセヨ! 元暁法師」という展示会に併せて開催された。この展示会では、日本に伝承されている元暁、及び新羅・高麗に関する仏教写本を展示し、韓国と日本の仏教交流を研究・紹介した。その展示の目玉の一つが、梅溪旧蔵本『判比量論』である。本写本は、展示開催の直前になって、所有者から元暁の『判比量論』に良く似た写本を所持しており、展示及び研究に協力したいという申し出があった<sup>3)</sup>。展示の担当者であった私(監修)と道津綾乃氏(金沢文庫)、金天鶴氏(HK研究団)の三者の協議の結果、私が本写本を担当し、真偽を見極めた上で、展覧会において公開することを決定した。その成果がオリジナル論文である。

しかし、オリジナル論文の発表(口頭及びレジュメ)の後、私が正式な論文として公開する以前に、金星喆氏がその資料を使用して、私の了承無しに論文を公表したことにある<sup>4)</sup>。さらに、金星喆氏は、梅溪旧蔵本だけでなく、私が紹介し研究を予告した東京国立博物館本も、私が正式に発表する以前に公表した<sup>5)</sup>。これは研究者の間の信頼関係を壊すものである。私は失望した。このようなことが正当化されるのであれば、学術大会で発表

1) 本来、「元暁の『大慧度経宗要』の思想的特徴」という論題で発表する予定であった。しかし、後注7に記した経緯によって、新出資料の「東寺切」を展示できることになった。研究も無く展示することは、博物館の趣旨に沿わないと判断し、急遽発表を差し替えた。最低限の論証はしたつもりである。『大慧度経宗要』を所蔵する本証寺の関係者には、深くお詫び致し、ご理解下さったことを感謝したい。

2) オリジナル論文は、元暁生誕1400年記念学術大会『元暁と新羅仏教写本』(神奈川県立金沢文庫・東国大学校仏教文化研究院HK研究団、2017年6月24日)、133-144頁。

3) 詳しい経緯については後注7を参照。

4) 金星喆「新出写本の解読と唯識比量関連の内容分析」(韓国仏教学会、『韓国仏教学』第84号、2017年12月)、215-247頁。道津綾乃氏の報告と抗議は、『金沢文庫研究』第340号、2018年3月を参照。

5) 後注8と「結論」の最後の行参照。

することは不可能になり、発表後に査読を受けて正式な論文として公表することは無意味になる。本展覧会と学術大会は、2014年から3年間かけて、日韓の仏教研究機関の共同研究として企画してきたものである。その企画に全く関与していない人間が、その果実のみを食べようとする行為は私利私欲である。そのような私利私欲は、未来における日韓の共同研究までも困難なものにさせる。信頼関係無く、研究は不可能だからである。私は、金星喆氏が論文を投稿すると聞き、その編集委員宛に抗議文を送った(2017年8月15日)。その趣旨は、私の論文が正式に掲載される以前に、金星喆氏の論文が公表されれば公に抗議する、という内容である。しかし、金星喆氏は私の主張を正確に表記しないで、私が「発表を遅らせて欲しい」と主張していると紹介した。しかし私の主張は、「私の論文が正式に掲載される以前に、金星喆氏の論文が公表されれば公に抗議する」というものである。また、両組織における展示と学術大会の担当者である道津綾乃氏、金天鶴氏は、「研究は自由であるが、梅溪旧蔵本と東京国立博物館本に関する正式な学術論文が掲載される以前に、それを使用した学術論文の掲載は保留して欲しい」と、金星喆氏に要請書を送付した(2017年8月21日)。それにも関わらず、金星喆氏の論文は掲載され、私は、金星喆氏、それを掲載した学術雑誌、及びその関係者を信頼できない。私は、このような失望させる事態に負けず、日韓の学術交流が今後も発展することを心から望んでいる。

さて、本「東寺切」が『判比量論』の断簡である場合、従来、逸文として知られていた部分が写本上も確認され、さらに未知の部分も紹介することになる。

『判比量論』は、元曉の仏教論理学を代表する著作である。大谷大学所蔵本(略称「大谷本」)の奥書によれば、元曉が『判比量論』を完成させたのは、咸亨2年(671)7月16日<sup>6)</sup>、55歳である。しかし残念なことに、『判比量論』の完本は現存していない。従来、『判比量論』は大谷本等の写本断簡、そして、中国・韓国・日本の仏教文献に残された逸文によって復元が試みられてきた。この復元された『判比量論』のテキストは、主に『新纂大日本統蔵経』第53巻、『韓国仏教全書』、『元曉全集』に収録されている。この他に、富貴原章信氏や金星喆氏の著作にも、回収された逸文と共に収録されている。本論文で紹介する梅溪旧蔵本は、従来の研究において全く知られていない部分であり(一部は逸文と重複)、極めて貴重なものである<sup>7)</sup>。ただし、先述したように、『判比量論』は完本が無く、比較する材料が

6) 『判比量論』「咸亨二年歳在辛未七月十六日 住行寺着筆租訖」(新纂53,953上17-18)。咸亨は唐の元号。文武王11年(671)に当たる。

7) 梅溪旧蔵本の発見の経緯を簡単に報告しておく。神奈川県立金沢文庫の展覧会、「アンニョン

乏しいために、梅溪旧蔵本を『判比量論』と認定するためには、幾つかの論証が必要となる。

## II. 梅溪旧蔵本の書誌情報

まず、私が現在確認している『判比量論』の写本について、略称と共に整理しておきたい。

- ①大谷本…大谷大学博物館所蔵
- ②三井本…三井記念館所蔵
- ③五島本…五島美術館所蔵
- ④個人蔵本…某個人所蔵
- ⑤梅溪旧蔵本…梅溪旧蔵本、現在所有者は別人
- ⑥東博本…東京国立博物館所蔵<sup>8)</sup>

このように、私は合計6種の『判比量論』の写本を6種確認している(2017年6月時点。この他の数種の断簡を特定しているが、それについては今後、金永錫氏と共に公表する予定である)。6種の写本は、全て大谷本と同じ写本の一部を裁断し、「東寺切」として伝わっているものである。この内、東博本を除く5種の写本は、展示図録『アンニョンハセヨ！元曉法師』(略称『元曉法師』<sup>9)</sup>)に写真が掲載されている。

さて、新出資料・梅溪旧蔵本の書誌情報を確認したい。

### 《梅溪旧蔵本の書誌》

ハセヨ！元曉法師(2017年6月22日~8月20日)の宣伝を始めたところ、梅溪旧蔵本の現所有者から、そのポスターに掲載されていた大谷本とよく似た「東寺切」を所有していると、同文庫学芸員の瀬谷貴之氏に連絡が入った(同年4月末頃)。瀬谷氏は事態を重く見て、同文庫学芸員の道津綾乃氏に連絡し、道津氏から同展覧会の監修者の私に連絡が入った。その後、5月中旬から、私と道津氏が現所有者の同意の下に調査を開始した。ご連絡をいただいた現所有者には、心からお礼申し上げます。

8) これは写真だけを簡単に確認しただけである。いずれ研究したい。

9) 道津綾乃編『アンニョンハセヨ！元曉法師』(2017年6月、神奈川県立金沢文庫)、26-28頁参照。

軸装 写本部分：縦25.7 横7.7 界高21.4、界幅1.6

全長：138.5(軸含む)、幅37.0 紙：楮紙

全文：5行1行：19~20字 8世紀

写本上部の番号無し 軸巻とめの紙：空海筆 非離識(墨印)

桐箱表書：東寺切 裏書：昭和巳酉秋日 西郷山荘にて梅溪しるす 梅(朱印)

本「東寺切」を梅溪旧蔵本と略称する理由は、箱裏書の記録に依拠する。この箱裏書は、「昭和44(1969)の秋、西郷山荘において梅溪(という雅号の者)が記す」という意味である。従って、本「東寺切」は1969年秋の時点で梅溪の所有品であったことになるので、梅溪旧蔵本と呼称した。ただし、現所有者は梅溪ではなく、二年程まえから所有していると、直接お聞きした。

次に書誌の観点から、梅溪旧蔵本が『判比量論』であることを論証したい。私が実見し比較したのは④個人蔵本である<sup>10)</sup>。

梅溪旧蔵本は上下の紙を裁断していると思われるので、④個人蔵本と比較すると、縦の長さは少し短い。界高は両写本ともに24.1cmであり、一致する。界幅は、個人蔵本が1.5cmから1.6cmであり、梅溪本と一致する。従って、界高と界幅は、両写本は一致することになり、この点から梅溪旧蔵本が個人蔵本と同一写本であることを妨げない(書誌による論証(1))。

次に文字である。梅溪旧蔵本は、大谷本等の5種の写本と同一の独特の草書体である。この点から、梅溪旧蔵本が『判比量論』であることを妨げない(書誌による論証(2))。

以上、界高と界幅、そして文字の観点から、梅溪旧蔵本は個人蔵本と一致し、『判比量論』であると言っても矛盾はない。

次に論証とは関連しないものの、簡単に所見を列挙しておく。第一に、『判比量論』の一連の写本は、界線上部に漢数字にて番号が付されている。これは各論証式の冒頭を示す番号と思われるが、梅溪旧蔵本には無い。従って、梅溪旧蔵本は論証式の冒頭部分ではない。第二に、梅溪旧蔵本には紙継ぎが無いので、その全文5行は連続した文章である。第三に、梅溪旧蔵本は、斑の模様が裏映りしているが、これは銀の裏映りと推定される。第四に、梅溪旧蔵本の紙は、金沢文庫学芸員の判断では楮紙で(こうぞ)ある。この所見の内、

10) 本調査は、「アンニョンハセヨ！元暁法師」展のためのものであり、金沢文庫学芸課長の西岡芳文氏、同学芸主任の道津綾乃氏の立ち合いの下で、金沢文庫で実施された。④個人蔵の所有者には心からお礼を申し上げる。

第一と第二の所見は、梅溪旧蔵本の内容からも支持される。第四の所見は大谷本とは異なり、この問題はとても重要である。というのも、もし大谷本と梅溪旧蔵本とが異なった紙であった場合、梅溪旧蔵本が大谷本と同一の写本から裁断されたものとは言えないからである。そこで、『判比量論』の紙に関する調査結果を詳しく説明したい。

まず、『元曉法師』において大谷本の解説を担当した金永錫氏は、本写本断簡を「茶毘紙」と表記している<sup>11)</sup>。私は「茶毘紙」と表記した最初の研究者を特定していないが、近年、大谷本の研究をされている宮崎健司氏も「茶毘紙」という表記を踏襲され、これが奈良後期の「真弓紙」に相当する可能性を紹介している<sup>12)</sup>。このように大谷本の紙を「茶毘紙」と表記することは、研究者の間で認知されていることになる。また宮崎氏によれば、「茶毘紙」の定義は次の通りである<sup>13)</sup>。

茶毘紙は落葉灌木のマユミを原料として漉かれたもの

これに対して、私が梅溪旧蔵本を楮紙と表記することについて説明したい。まず梅溪旧蔵本の紙の調査は、本年(2017年)6月18日、金沢文庫において実施された。調査を担当したのは金沢文庫長の湯山賢一氏であり、同文庫の道津綾乃氏、貫井祐恵氏、そして私が立ち会った。顕微鏡による湯山氏の所見は、「①大谷本、④個人蔵本、⑤梅溪旧蔵本の三種は、全て同一の紙と見做せ、楮(こうぞ)である」というものである。その後、道津氏も楮と認定した。最も重要な見解は、三種の写本断簡が同一の紙というものである。従って、紙の問題から、梅溪旧蔵本は、本来、大谷本と同一の写本の一部であるということを妨げない(書誌による論証③)。

問題が残るのは、本『判比量論』の紙に関する表記方法である。「茶毘紙」と「楮紙」が全く別の紙であれば、最近の調査によって、私は「茶毘紙」という表記を支持することは出来ない。また、「茶毘紙」を「楮紙」のバリエーションと見做すことが出来るのであれば、両者は一応、表記上の相違ということになる。実質的な問題なのか、それとも表記上の問題なのか、現在、私は判断できない。しかし、私が梅溪旧蔵本を「楮紙」と表記しても、それは

11) 『アンニョンハセヨ！元曉法師』36頁。

12) 宮崎健司「大谷大学博物館蔵『判比量論』の断簡の性格」(『日本古代の写経と社会』所収、塙書房、2006年)、46-47頁、57頁、注33参照。注33によれば、「茶毘紙」が「真弓紙」に相当する可能性を指摘したのは、赤尾栄慶氏である。本宮崎書は、師茂樹氏に御教示いただいた。その学恩に心から感謝する。

13) 宮崎前注12論文、57頁、注33。

大谷本と異なる写本であることを意図するものではない。

### III. 梅溪旧蔵本の翻刻と研究

本節では梅溪旧蔵本の全文を翻刻し、その内容を考察したい。

[1]梅溪旧蔵本全文<sup>14)</sup>

非離識眼耶<sup>15)</sup>若為避此不定過故須言極成初三  
 等者則不得遮彼相違難文軌法師通此難云此  
 因不定故非為散<sup>16)</sup>謂小乘宗自許眼根定離眼識若  
 大乘宗自在菩薩六識互用眼識亦得緣彼眼根現其  
 相分及成所作智亦緣眼根現眼相分如此眼根是

梅溪旧蔵本は僅か5行しか現存しないが、その内容は豊富である。

第一に、太字部分「非離識」から「相違難」に至る29文字は、善珠(723-797)の『因明論疏明灯抄』巻3末(略称『明灯抄』)に引用される「彼師判比量論云」の逸文に概ね一致する<sup>17)</sup>。『明灯抄』の該当部分と比較したい(一重線部は完全に一致、波線部は文字の異同あり)。

[2]善珠『明灯抄』所引の『判比量論』

彼師『判比量論』云。今謂此因勞而無功。由須自許言 更致敵量故。謂彼小乘立比量言。真故極成色。定離於眼識。自許。初三攝眼識不攝故。猶如眼根。遮相違難避不定過。孱類於前。謂若爲我作相違過。云極成之色。應非離識之色。自許初三攝眼識不攝故。猶如眼根。我遮此難。作不

14) 漢字は旧字のまま、4行目「菩薩」は、原文では略字であるものの、「菩薩」に改めた。

15) 「眼識」(『明灯抄』)が本来の句と思われるが、「識眼」(梅溪旧蔵本)は語順を入れ替えて誤写したものの。また、「識眼」の直後の「耶」を、私は「類」と翻刻していたが、査読者から教えられ「耶」で良いと判断し、修正した。

16) 「散」は「破」の誤写か。

17) 「彼師」は『明灯抄』の引用部分の直前に、「元曉大徳之所製也」、「元曉師作」(『明灯抄』に引用される定賓『理門疏』中の句)、「本是曉製」とあるので、「彼師」が元曉を指すことは明らかである。

定過。此極成色。爲如眼根。自許初三攝眼識不攝故。非離識之色耶。爲如我宗釋迦菩薩。實不善色。自許初三攝眼識不攝故。是離識之色耶。若不須自許。作不定過者。他亦爲我作不定過。謂此極成色。爲如眼根。初三所攝眼識不攝故。是離眼識耶。爲如我宗他方佛色。初三所攝眼識不攝故。非離眼識耶。若爲避此不定過故。須言極成初三等者。則不得遮彼相違難。云云(大正68,321上-中)

まず太字が、梅溪旧蔵本の前半29字と対応する部分である。この内、一重線部は梅溪旧蔵本と『明灯鈔』所引の『判比量論』とが完全に一致する部分。両文献の間には、波線部の二文字のみ文字の異同がある。「識眼」と「眼識」二字の語順である<sup>18)</sup>。これは誤写の範囲と見做せることから、梅溪旧蔵本は、元暁の『判比量論』と認定し得る(逸文による論証①)。

次に、梅溪旧蔵本の前半29字の内容(『明灯鈔』所引の太字部分)を簡単に検討したい。本断簡の前半29字と同じ『明灯鈔』所引の『判比量論』の逸文に最初に注目したのは、管見の限り、富貴原章信氏である。富貴原氏は、中国・韓国・日本の文献から『判比量論』の逸文を蒐集し、その内『明灯鈔』所引の逸文を「唯識比量」の逸文に分類している<sup>19)</sup>。富貴原氏の整理以降、金星喆氏も本逸文を含めて、『判比量論』を復元している<sup>20)</sup>。その内、金星喆氏は「唯識比量に関する論議」に分類する(c)。従って、梅溪旧蔵本は「唯識比量」に関する写本断簡と言えよう。これに関連するのは、五島本である。既に引用した逸文[2]中、二重線部が五島本の前半5行分である<sup>21)</sup>。従って、『判比量論』の「唯識比量」に関する写

18) 『判比量論』の一連の写本には、幾つか誤写、あるいは校訂の跡が確認できる。このことから、本写本は公的な写本ではなく、私的な写本と思われる。

19) 富貴原章信『判比量論の研究』(1967年)、69-72頁参照。ただし、富貴原氏は、それら「唯識比量」に関する逸文が、同一の論証式中の文章なのか、または、同一の論証式の文章である場合でも、その前後をどう連結させるのか、わからないと言う。

20) 金星喆『원효의판비량론기초연구(元暁の判比量論基礎研究)』(2003年)、日本語訳、c412-413頁参照。本書については、金天鶴氏に御教示いただいた。その学恩に感謝の意を表したい。

21) 五島本の全文は7行である。前半5行と後半2行の間に紙継ぎがあり、本来、連続した文章ではない。この内後半2行について、対応する逸文を特定できなかった。ただし、後半2行(全文では6行目)の冒頭の文字は「浄土教」なので、これは大谷本の「七」(番号自体は欠落、「八」の前に因んだ)の論題に関連する写本断簡と推定される。富貴原氏は前半部分の欠落を理由に、「七」の解説を省略している。富貴原前掲書(前注12)、42頁参照。金星喆氏は、五島本に言及していないようであるが、論題「七」について翻訳している。金星喆前掲書(前注13)、日本語訳、415-416頁参照。尚、五島本が逸文[2]に対応することは、すでに指摘されているかもしれないが、不勉強で私は知らない。

本断簡は、五島本と梅溪旧蔵本の二種であり、文章の順序はこの通りである。ただし、逸文[2]を見ればわかるように、五島本(二重線部)と梅溪旧蔵本の間には数行の欠落があり、文章は連続しない。

第二に、梅溪旧蔵本の「文軌法師」以下の約3行半は、未知の知識を提示する部分である。逸文[2]では「云云」によって、[1]「文軌法師」以下の文章が省略されていることが判る。そこでまず、文軌について簡単に纏めておきたい。

文軌は「西明寺文軌」とも表記され<sup>22)</sup>、玄奘の「唯識比量」に関して異説を伝えた人物として知られている<sup>23)</sup>。近年、石井公成氏は文軌を新羅僧であると推定している<sup>24)</sup>。石井氏の論拠は、基『因明入正理論疏』巻上に次のようにある。

[3]『因明入正理論疏』

或有於此不悟所由。遂改論云差別為性。非直違因明之軌轍。亦乃閩唐梵之方言。輒改論文深為可責。(大正44,100中5-7)

或いは、ここにその理由を悟らずに、遂に論証式(の文章)を「差別を本質とする」と改変してしまった〔者〕がいる。ただ因明の軌範を知らないだけでなく、また中国(唐)とインドの外国語(方言)にも暗い。即ち論証式の文章を改変したことを深く責めるべきである。

ここには文軌の名前は無いが、智周は『因明入正理論疏後記』巻上において、[3]の「或有於此」を注釈して、「即軌公也」(新纂53,848下2)と説明している。この「軌公」は文軌であろう。従って、文軌は「唐」の「方言」に暗いと批判されているので、彼が新羅僧である可能性はある。

次に、梅溪旧蔵本に文軌の学説が引用されている意味を考察したい。第一に、梅溪旧蔵本3行目「謂小乘宗」から5行目末尾「此眼根是」に至る部分は、基撰として伝わる『因明論理門十四過類疏』(『十四過類疏』)の次の部分に一致する。

[5]『因明論理門十四過類疏』

謂小乘宗自許眼根定離眼識。若大乘自在菩薩。六識互用。眼識亦得緣彼眼根現眼相分。及

22) 『広百論疏』巻第一(敦煌出土写本, P.2101, 大正85, 782下6)。この点は、すでに石井公成氏が指摘している。石井後掲論文(後注24), 468頁参照。

23) 富貴原前掲書, 40-41頁参照。

24) 石井公成「朝鮮仏教における三論教学」(平井俊榮監修『三論教学の研究』所収, 春秋社, 1991年), 468頁参照。

成所作智亦緣眼根現眼相分。如此相分眼根竝是…(金藏119,363上14-中2)

この『十四過類疏』は、藏俊の『因明大疏抄』所引の逸文との比較によって、文軌『因明入正理論疏』の一部であることが論証されている<sup>25)</sup>。金藏の撰号は「大慈恩寺沙門 窺基撰」(金藏119,361中)、『新編諸宗教藏総録』では「窺基述」とするものの誤りである<sup>26)</sup>。そして、梅溪旧蔵本によっても、元暁が文軌の名の下で引用することから、『十四過類疏』は文軌の著作の一部であることが追認される。この他にも大谷本『判比量論』「十二」に文軌に対する言及がある<sup>27)</sup>。このことから、文軌『因明正理論疏』(『十四過類疏』)→元暁『判比量論』の成立順序は確定すべきである。

次に、元暁における文軌の学説の扱い方について検討しておきたい。該当部分を再度引用したい(「」に括った箇所は『十四過類疏』には無く、元暁の要約部分)。

[6]梅溪旧蔵本

文軌法師通此難云。「此因不定故非為散(破?)」。

文軌法師はこの(相違決定の)批判を会通して、「この因は確定できないので否定すべきではない」と言う。

まず「散」と翻刻した文字は良く理解できず、おそらく「破」の誤写と思われる<sup>28)</sup>。次に「此難」は、その直前の「彼相違難」(梅溪旧蔵本2行目)に相当する。これは「決定相違」と呼ばれるもので、玄奘の設定した論証式に対して、新羅の順憬が「相違決定」と見做し、論証式を再設定したとされるものである。文軌『十四過類疏』には、次のように説かれている。

[7]『十四過類疏』

問。(a)如立量云。「真故、極成色、非定離眼識(宗)。自許、初三攝眼根不攝故(因)。如眼識(喩)」。

- 25) 『趙城金藏 因明論理門十四過類疏』(日華仏教研究会、1935年)、43-49頁参照。本書については、師茂樹氏に御教授いただいた。学恩に感謝の意を表したい。その他の資料の提供も受けたが、改稿に際しても、師茂樹『論理と歴史-東アジア仏教論理学の形成と展開』(ナカニシヤ出版、2015年)を十分に活用できなかった。重複個所があれば予めお詫びしたい。
- 26) 『新編諸宗教藏総録』巻第三「〔正理門論〕過類疏一卷 窺基述」(大正55,1176上)。
- 27) 大谷本「十二」に文軌の『入正理論疏』の引用がある(新纂53,952中)。これについては、富貴原前掲書(前注19)、57頁、金星喆前掲書(前注20)、日本語訳、422頁参照。
- 28) 『十四過類疏』自体に「散」の文字は使用されていないようである。なお、「散」の字について、査読者より「敵」の字という指摘を頂いた。今後検討したい。

(b)有人破此比量、作相違決定云。「真故、極成色定離於眼識(宗)。自許、初三攝眼識不攝故(因)。如眼根(喩)。此四句中、何句所攝。

答。此當第四以不定破定句。攝以眼根非同品。(金藏119,363上9-14)

質問。(a)論証式を設定して言う通りである。「勝義によれば、極成の色は必ず眼識を離れて存在しない(主張命題)。私たちが認めるものは、初めの三(眼界・色界・眼識界)に包摂するが、眼根に包摂しないからである(理由)。あたかも眼識のように(比喻)」と。(b)有る人はこの比量を批判して、矛盾の決定を設定して言う。「勝義によって、極成の色は必ず眼識を離れて存在する(主張命題)。私たちが認めるものは、初めの三に包摂するが、眼識に包摂しないからである(理由)。あたかも眼根のように(比喻)」と。これは四句の中で(第)何句に包摂されるのか。

解答。これは第四句の「不定によって定を批判すること」に相当する。眼根は同類ではないからである。

この部分は、梅溪旧蔵本所引の「謂小乗宗」の直前の文章に相当する。他の文献では、(a)は玄奘の「唯識比量」<sup>29)</sup>、(b)は新羅の順憬の「相違決定」と見做されるものである<sup>30)</sup>。文軌は(b)を「有人」と表記するので、文軌は(b)の主張者を順憬と認識していたのかわからない。

さて、元曉は、文軌が「通此難」(この批判を会通した)と理解しているので([1][6])、元曉にとって、文軌の考えは([7])、立量(玄奘?)の「唯識比量」を擁護し、有人(順憬?)の批判から救ったことになる<sup>31)</sup>。順憬ではなく、元曉が「相違決定」を主張したとも言われる<sup>32)</sup>。

29) オリジナル論文において、私は(a)を玄奘の「唯識比量」と見做していたが、文軌は(b)同様に(a)の主張者を特定していない。このことは、師茂樹氏が教えて下さった。師氏に感謝したい。また(a)は基が伝える玄奘の「唯識比量」と僅かに文字の相違もある。基『因明入正理門論疏』卷中「大師立唯識比量云。真故極成色不離於眼識(宗)。自許初三攝眼所不攝故(因)。猶如眼識(喩)。(大正44,115中)。「不」→「非」、「眼」→「眼根」である。

30) 基『因明入正理門論疏』卷中「然有新羅順憬法師者。…於此比量作決定相違。乾封之歲。寄請師釋云。真故極成色定離於眼識。自許初三攝眼識不攝故。猶如眼根。(大正44,116上)。この説(下線部)は[7](b)に一致する。

31) 文軌は、この論証式の問題を「第四[句]」と認定する。これは批判の根拠と対象を、四句分別したものの第四番目のことである。四句分別自体は、次のようである。文軌『十四過類疏』「四句分別。一以定破不定。二以定破定。三以不定破不定。四以不定破定」(金藏119,362中8-10)。この内、前三句は「能破」(批判として成立しているもの)、第四句は「似破」(批判に類似するものの成立していないもの)である。同「前之三句是能破攝、唯第四句是似破也」(同,363上8)。

32) 富貴原前掲書(前注19)、特に71頁参照。

この問題は富貴原氏が考証し、「さらに別の資料がなければ、にわかには決定されぬであろう」と結論している。しかし、私見では、「相違決定」の主張者は元暁では無い。元暁が『判比量論』を執筆する上で参照した文軌の『十四過類疏』に、すでに「相違決定」の学説([7]「有人」)が見られるからである。文軌が元暁の「相違決定」を引用し([7](b)「有人」)、それに対して元暁が「文軌法師通此難」([1][6])と理解するのは不自然である。従って、有人(順憬?)の「相違決定」→文軌『因明正理論疏』(『十四過類疏』)→元暁『判比量論』の成立順序は確定すべきである。このことは、梅溪旧蔵本の「文軌法師」の引用が『十四過類疏』であることによって論証し得たであろう。

以下に梅溪旧蔵本から判明した学説・著作の成立順序を年表として纏めておきたい。

麟徳元年(664)	玄奘没
乾封年間(666-667)	新羅順憬が「唯識比量」を批判する(伝承)
?	文軌『十四過類疏』に立量(玄奘?)として「唯識比量」を紹介 文軌『十四過類疏』に有人(順憬?)の「相違決定」を紹介
咸亨2年(671)	元暁『判比量論』の成立

この内、乾封年間(667-667)に新羅順憬が「唯識比量」を批判し、「決定相違」を主張したことは、基『因明入正理門論疏』の良く知られた伝承である<sup>33)</sup>。残る大きな問題は、文軌『因明入正理論疏』(『十四過類疏』)と基『因明入正理門論疏』の成立順序である<sup>34)</sup>。これまでの考察の結果から、『文軌疏』[7](a)(b)は特定の人物名を挙げないことに対して、『基疏』は(a)を玄奘、(b)を順憬と特定している<sup>35)</sup>。これが何を意味するのか解釈の余地はあるものの、『文軌疏』は『基疏』よりも古い形態を伝承していると思われる。いずれにしても、両文献の綿密な比較対照が必要であろう。ただし基の伝承に問題があれば<sup>36)</sup>、乾封年間の順

33) 前注30参照。ただし、ただし文軌の『十四過類疏』[7]によれば、(a)を玄奘、(b)を順憬と明記していない。

34) 沈剣英氏は、『文軌疏』(推定649-654年)が『基疏』に先行すると推定している。師前掲書(前注25)は、この沈説を紹介した上で、「ただし、文軌は〈唯識比量の伝承〉について語っておらず、元暁らとの前後関係も検討を要す」(119頁)と注意を促している。少なくとも文軌『因明入正理論疏』(『十四過類疏』)は元暁『判比量論』に先行する。

35) 前注29、30を参照。

36) 基の伝承に疑問を抱いたのは、師氏の教示のお陰である。師氏による、更なる唯識比量の伝

憬の記述は上記の年表から削除しなければならない。

今言えることは、元暁は文軌の説を尊重していること、新羅の因明学は、「相違決定」の問題をめくり、順憬と文軌・元暁の間で対立があったと推定される。また一般に、元暁の仏教理解は、玄奘の見解とは異なると理解されているが、「相違決定」の問題については、玄奘の「唯識比量」を否定したとは考え難い<sup>37)</sup>。付言すれば、文軌の生存年として、順憬が「相違決定」を慈恩寺に送付した乾封年間(666-667)を想定できる。この時、元暁は50-51歳である。果たして、文軌は何歳であったのであろうか。

## IV. 結論

新出資料・梅溪旧蔵本「東寺切」が、元暁『判比量論』の断簡であり、大谷本と同一写本の一部であることを論証した。

書誌学的な論証として、①「界高」と「界幅」の一致、②書体一致、③紙の一致の三点から、梅溪旧蔵本は、大谷本等の一連の写本と同一写本の一部であることを論証した。また内容上の論証として、善珠『明灯抄』所引の逸文[2]と、梅溪旧蔵本の前半1行半(29字)が概ね一致することを論証した。

梅溪旧蔵本の内容は玄奘の「唯識比量」に関するものであり、特に「相違決定」の問題が含まれている。また、その中に引用される文軌の著作は基撰として伝わってきた『十四過類疏』であり、これは文軌の『因明入正理門論疏』の一部である。玄奘の「唯識比量」について批判した「相違決定」が、『十四過類疏』[7]にあることから、元暁が「相違決定」を主張したことは想定できない。おそらく新羅順憬の方が、可能性はあるだろう(未確定)。

副次的な考証であったが、五島本の前半5行は梅溪旧蔵本の前の部分であり、後半2行は大谷本「七」に関連する部分と推定される。

今後の課題として、梅溪旧蔵本と東博本のテキスト校訂を行いたい。

承)の解明に期待したい。

37) ただし、私の『判比量論』[1]に対する解釈が不適切であれば、このような図式は成立しない。現在、私は元暁が「唯識比量」に関する知識の入手方法を整理する必要があると感じている。

## 《参考文献》

大正：大正新脩大藏經

新統：新纂統藏經

金藏：CBETA2014

資料集『元暁と新羅仏教写本』(神奈川県立金沢文庫・東国大学校仏教文化研究院HK研究団,2017年6月24日)

金星喆、「新出写本の解読と唯識比量関連の内容分析」(韓国仏教学会、『韓国仏教学』第84号、2017年12月)

金星喆、『원효의판비량론기초연구(元暁の判比量論基礎研究)』(2003年)

道津綾乃、「アンニョンハセヨ！元暁法師に関する報告」(『金沢文庫研究』第340号、2018年3月)

道津綾乃編、『アンニョンハセヨ！元暁法師』(2017年6月、神奈川県立金沢文庫)

宮崎健司、「大谷大学博物館蔵『判比量論』の断簡の性格」(『日本古代の写経と社会』所収、塙書房,2006年)

富貴原章信、『判比量論の研究』(1967年)

師茂樹、『論理と歴史-東アジア仏教論理学の形成と展開』(ナカニシヤ出版,2015年)

石井公成、「朝鮮仏教における三論教学」(平井俊榮監修、『三論教学の研究』所収、春秋社,1991年)

<Abstracts>

## Introduction of newly discovered manuscript:

A piece of a manuscript of Weonhyo's “Panbiryangnon判比量論” that Baikei(梅溪)owned a long time ago.

OKAMOTO Ippei

The purpose of this thesis is to demonstrate that the newly discovered manuscript's cut is Weonhyo元曉(617~686)'s “Panbiryangnon判比量論”. According to the record of the box which preserved this manuscript, this manuscript was owned by Baikei(梅溪) in the autumn of 1969. I would like to name the manuscript owned by Baikei as a manuscript of B. The bibliographic information of this B manuscript is as follows.

“Bibliographies of manuscript of B”

Axis manuscript part: Vertical 25.7, Width 7.7, Horizontal height 21.4, Width of field 1.6.  
Total length: 138.5 (including axis), width 37.0, Paper material: Cheeks(楮紙)  
Full text: 5 lines, 1 line: 19-20, characters 8th century

No number at the top of the manuscript, The paper attached to the axial : Kuukai copied(空海筆) hirisiki(非離識) Black stamp (墨印).

Record of front part of paulownia(桐) box: “Touji kire(東寺切)”, Recording on the back side: Syouwa(昭和)Minotori(巳酉)Autumn Baikei(梅溪) records at Saigo Sanso(西郷山莊) Red stamp(赤印).

According to the information in this bibliography, the B manuscript coincides with the manuscript of Weonhyo's “Panbiryangnon” discovered until now. Also, the first two lines of the B manuscript correspond to the sentences of the “Panbiryangnon” quoted in Zenjyu(善珠:723 – 797)'s “Inmyoronso-myotosho因明論疏明灯抄”(T68.321ab). The latter three lines of the B manuscript are the first sentence of the “Panbiryangnon” which is known for the first time. In the newly known sentence, there is the name of Wengui文軌. According to the above argument, we conclude that the B manuscript is Weonhyo 's “Panbiryangnon”.

• **Keywords**

Panbiryangnon(判比量論), Weonhyo(元曉), Immyo(因明), Wengui(文軌), Zenjyu(善珠),  
weishi biliang(唯識比量), shisiguoshu(十四過類疏)

논문접수일: 2018년 5월 1일, 심사완료일: 2018년 6월 5일,  
게재확정일: 2018년 6월 7일.